

虐待防止のための指針・方針

(事業所における(虐待又はその疑い(以下、「虐待等」という)の防止に関する基本的考え方)

第1条 当事業所では、高齢者に対する虐待等の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止、高齢者虐待の早期発見・早期対応のための措置を定め、すべての職員がこれを遵守して、事業の提供に当たることとする。

虐待の分類

- i 身体的虐待：高齢者の身体に外傷が生じる、又は生じるおそれのある暴行が加えられること。
- ii 介護・世話の放棄・放任：意図的、結果的であるかを問わず、行われるべき援助が放棄または放任され、高齢者の生活環境、身体・精神状態を悪化している状態にあること。
- iii 心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- iv 性的虐待：高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- v 経済的虐待：高齢者の財産を不当に処分すること、希望する金銭の使用を理由なく制限する事、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

虐待と同等に扱うもの

- i セルフネグレクト(自己放任)：一人暮らしなど的高齢者で、認知症やうつなどの為に生活能力・意欲が低下し、極端に不衛生な生活環境で生活している、必要な栄養摂取ができない等、客観的な観察において本人の人権が侵害されていると判断される状態であること。

(委員会その他施設内の組織に関する事項について)

第2条 当事業所では、虐待発生防止及び早期発見への組織的対応を図るもことを目的に、次の通り「認知症・高齢者虐待防止委員会（以下、委員会）」を設置する。

1. 委員会の構成

各訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所毎に1名以上の委員を定める。

2. 委員会の開催

委員会は概ね毎月1回開催する。また、必要に応じて臨時の会議を開催することとする。会議の開催に当たり、オンラインのテレビ会議システムを使用する。

3. 委員会の審議事項

次に掲げる事項について審議する。

- ① 委員会、その他事業所内の組織に関すること
- ② 虐待等の防止のための指針の整備に関すること
- ③ 虐待等の防止のための職員研修の内容に関すること
- ④ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ⑤ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること

- ⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ⑦ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

(権利擁護・高齢者虐待防止等のための職員研修に関する基本方針)

第3条 職員に対して実施する虐待等の防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待等の防止を徹底するためのものとする。

具体的には、次のプログラムにより実施することとする。

- ・ 高齢者虐待防止法の基本的考え方の理解
- ・ 高齢者権利養護事業/成年後見制度の理解
- ・ 虐待の種類と発生リスクの事前理解
- ・ 早期発見・事実確認と報告等の手順
- ・ 発生した場合の改善策

研修は年に1回以上実施する。また、新規採用時には虐待等の防止について、電磁的な記録等で、保管した内容で研修を実施する。

(虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針)

第4条 虐待等を受けたと思われる高齢者を発見したとき、本人、家族その他の関係者から通報を受けた際は、速やかに関係機関と連携し、高齢者の生命・身体・財産の保護に努める。

虐待が起きたことが明らかな場合や、被害が深刻等、緊急性の高い場合は、直ちに市区町村、地域包括センター、警察等に通報し、各事業所管理者、委員会担当者へ報告、連絡、相談を行う。

虐待が起きたことが疑わしい場合においても、直ちに市区町村、地域包括センター、警察等に通報し、各事業所管理者、委員会担当者へ報告、連絡、相談を行う。

虐待の有無が不明である場合や、虐待と認定すべきかわからない場合は、事業所の管理者、委員に報告・相談し、虐待等の内容、発生要因、結果等を検証し、当該事例の解決策や再発防止を検討する。

虐待者は養護者だけでなく、当事業所職員や、他事業所職員である場合もあるが、いかなる場合も同様の対応をとることとする。

虐待等に際し、被虐待者、虐待者の自覚は問わない。

従業者への、当該事例の事象および分析結果の周知徹底を図る。

後の委員会において、行った対応の検証を行う。

(虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項)

第5条 虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに各事業所の管理者、委員会の委員へ連絡、相談、報告をすること。

虐待の通報者は、虐待を通報したことを理由として、不利益な取り扱いを受けることはない。また、相談者・通報者の特定に資する情報は公表しない。

虐待の事実誤認により相談・通報を行った場合でも秘密漏洩や守秘義務違反に問わない。

(成年後見人制度の利用支援に関する事項)

第6条 利用者又はご家族に対して、必要性に応じて利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、関係機関に連絡、相談を行い、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行う。

(虐待の通報に対する苦情等の解決方法に関する事項)

第7条 通報者の保護の為、虐待通報後、虐待者等から問い合わせや苦情が来た場合においても、通報者の氏名等は開示しない。

虐待通報後、虐待者から恫喝等の違法行為をされた場合は、警察に通報等の対応を取る場合がある。

(利用者等に対する指針の閲覧に関する事項)

第8条 利用者等は、いつでも本指針の閲覧することができる。また、当事業所HPにおいて、いつでも閲覧が可能な状態とする。

(その他虐待防止の推進のために必要な事項)

第9条 第3条に定める研修会その他、各地区社会福祉協議会や介護事業所協議会等より提供される虐待防止に関する研修等に参加し、利用者の権利擁護と虐待等の防止についての知識を深め、提供する事業サービスの質を低下させないように常に研鑽を図る。

附則

この指針は、令和5年4月1日より施行する。